

平成 27 年 2 月 3 日県営土地改良事業(ため池等整備事業)大川谷下地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成 27 年 4 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義